

国官技第 337 号
平成 22 年 3 月 31 日

各地方整備局企画部長殿
北海道開発局事業振興部長殿
沖縄総合事務局開発建設部長殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

防護柵設置工の施工における出来形確保対策について

防護柵設置工の施工については、土木工事共通仕様書（案）第 3 編 土木工事共通編 第 2 章 一般施工 第 3 節 路側防護柵工に基づき実施しているが、先般いくつかの地方整備局において土中埋め込み式の防護柵（以下、「防護柵」とする。）支柱の根入れ長不足に係る問題が発生したことを踏まえ、ビデオカメラによる防護柵設置工において出来形確保対策を実施しているところである。

このたび「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)を別添の通り定め、出来形管理及び監督・検査の効率化を図ることとしたので、下記のとおり防護柵設置工の施工において出来形確保対策を実施されたい。

記

1. 監督職員への協議の徹底

請負者が防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督職員と協議しなければならないことを、請負者に対して遺漏なきよう周知徹底を図る。(土木工事共通仕様書(案)第 3 編 土木工事共通編 第 2 章 一般施工 第 3 節 路側防護柵工 2-3-8 3. 参照)

2. 出来形管理

防護柵支柱の根入れ長確保のための出来形管理は、非破壊試験による出来形管理を基本とする。ただし、以下の場合においては、ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- (1) 防護柵が測定要領(案)の適用範囲外の場合
- (2) 請負者が測定機器を調達できない場合
- (3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
- (4) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

2-1. 非破壊試験による出来形管理

(1) 請負者による出来形管理

請負者は、測定要領（案）に基づき日常の施工管理を実施する。
なお、非破壊試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上する。

(2) 監督職員による確認

監督職員は、測定要領（案）に基づき鋼製防護柵の根入れ長が適正に確保されていることを確認する。

なお、出来形について疑義が生じた場合は、請負者に対し事実関係の確認を行うこととする。

(3) 検査職員による検査

検査職員は、測定要領（案）に基づき検査する。その結果、鋼製防護柵の根入れ長に疑義がある場合は、工事請負契約書第31条に基づき支柱の引き抜きによる破壊検査を行う。

2-2. ビデオカメラによる出来形管理

(1) 請負者による出来形管理

請負者は、防護柵の根入れ長が適正に確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影する。監督職員の請求があった場合はその撮影記録及び設計図書に示した出来形を満足していることを証明した書面（別紙）を提示するとともに、完成検査時に提出する。

なお、ビデオ撮影に要する費用は、現場管理費の率に含まれる。

(2) 監督職員による確認

監督職員は、上記（1）に基づき請負者から提示された映像から、支柱（種別毎に支柱総数の10%以上）の根入れ長が適正に確保されていることを確認する。

なお、出来形について疑義が生じた場合は、請負者に対し事実関係の確認を行う。

(3) 検査職員による検査

検査職員は、提出された書面（別紙）を確認する。また、必要に応じて映像記録により防護柵の根入れ長が測定に確保されていることを確認することができる。その結果、防護柵の根入れ長に疑義がある場合は、工事請負契約書第31条に基づき、支柱の引き抜きによる破壊検査を行う。

3. 特記仕様書等への記載

特記仕様書等に以下の文章を記載する。

(1) 特記仕様書の記載例

第◇条 防護柵設置工における出来形確保対策について

1. 請負者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 請負者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。
 - (1) 防護柵が別添「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領(案)」(以下「測定要領(案)」という。)の適用範囲外の場合
 - (2) 請負者が測定機器を調達できない場合
 - (3) 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
 - (4) その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
3. 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領(案)に従う。
4. ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。
 - (1) 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
 - (2) 支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書(別紙)とともに監督職員へ提出する。
5. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

(2) 指示簿の記載例(施工中工事に対して追加する場合)

【指示簿記載例】

非破壊試験に必要と認められる経費については変更契約対象とする。

以上

(別紙)

施工確認書（案）

工事名

確認者

路側防護柵工（土中埋め込み式）の施工について、社内検査の結果、工事負
契約書、図面、仕様書、その他関係契約図書に示された出来形を確保している
ことを確認しました。

また、防護柵の所要の根入れ長が確保されていることが確認できる状況（建
て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより
全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出致します。

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名

〔※ 施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明
制度を適用していない工事について「主任（監理）技術者」が行うものとする。〕